

ご意見・ご質問	回答
<p>(1号～3号)</p> <p>検討が貸付の適否に重点を置かれることは理解できるが、今日的には、貸付の適否もさることながら、事業がうまくいかなかった場合等も想定し、原状回復に備えた担保の徴求とか、適正な貸付料の徴求とか、従来にはなかったような視点からの検討も必要ではないか。</p>	<p>並行確認申請や国有林野貸付申請の段階では、事業終了時における施設撤去の計画、それを裏付けるものとして「事業全体の資金計画」やFIP認定の際に経済産業省から義務付けられている「原状回復に係る積立金計画」の妥当性を審査しております。</p> <p>また、国有林野貸付契約締結後に原状回復に係る「連帯保証契約」の締結を予定し、連帯保証人として親会社等を想定しております。</p> <p>さらに、国有林野貸付契約の更新時（3年毎）には、事業者の財務諸表から事業の継続性が担保されていることを確認するなど、国に損害が生じないようにリスク低減に努めて参ります。</p> <p>なお、事業終了後の原状回復は、原則として風車等の施設は完全撤去となりますが、東北森林管理局では、風力発電事業のために作設した管理用道路は林道規程に基づいた設計となるよう事業者と調整を図っており、将来、国有林の管理・経営の用に供すると認められる道路については、国有林野事業としてすぐに跡地活用（林道として）ができる返還方法も想定しております。</p>
<p>(1号～3号)</p> <p>別紙に記述しましたように、頂いた3つの案件の個々に対して意見ありません。ただし、下北半島の付け根に当たる当該地域において、類似の開発事業が乱立している状況を考えると、その「累積的影響」が強く懸念されます。風車の設置による鳥類や翼手目への影響はもちろん、設置に伴う林道開発等により、尾根部の森林開発が進むことで、そこを移動や分散のルートとして利用する地上棲哺乳類への影響も懸念されます。下北半島は、環境省のレッドデータでは、ツキノワグマは絶滅の恐れのある地域個体群（LP）に指定されています。</p> <p>また、ニホンザルも、半島であることを理由に要配慮地域から外されていますが、実質的には配慮が必要な地域個体群であることは間違いありません。両哺乳類ともに、人との軋轢を激化させており、集落近隣での強度の高い管理（捕獲を含む）が求められる種です。これは、他地域以上に、奥山地域での保全への配慮が必要であることを意味し、その手段の一つとして、生息地連続性の担保が必須です。</p> <p>こうした観点からも、主要生息地となる可能性の高い地域での開発の累積的影響は無視できません。本来、こうした地域こそ、緑の回廊に指定すると同時に、適切な開発規制が必要と思われる。</p>	<p>環境アセスにおける稼働中及び計画中の風力発電事業との累積的影響につきましては、準備書段階での経済産業大臣勧告や青森県知事の意見において、「事業実施想定区域の周辺においては、他事業者による風力発電所が設置済又は環境影響評価手続中であることから、これら風力発電設備等のうち本事業との累積的影響が想定されるものについては、明らかになっている情報を踏まえ本事業との累積的影響について予測及び評価をすること。（経産大臣）」、「重大な影響が認められる場合には、本事業の位置・設備配置・規模等を含めて再検討すること。（青森県知事）」とされており、各事業者も「累積的影響が想定される項目については、準備書作成段階における新たな知見や公表されている情報等を基にできる限りの予測及び評価の実施に努めます。」としており、評価書段階では「累積的・複合的影響」について特定の調査項目に関する予測や評価がなされております。</p> <p>各調査項目においては「低減が図られている」「影響は小さい」との評価結果となっておりますが、哺乳類（下北半島のニホンザルやツキノワグマ）に関する累積的影響について予測及び評価が触れられておりません。</p> <p>このことから、環境アセスにおいては、工事に着手した後には事後調査を行い、本調査により判明した環境状況に応じて、環境保全対策を講じ、その状況について報告書を取りまとめ公表することとなるため、事業者に対しては、哺乳類（特に下北半島のニホンザルやツキノワグマ）に関する累積的影響の有無や、調査結果を踏まえた地域全体の環境影響の低減を図るために必要な保全措置対策について検討し報告書に記載するよう、当委員会から付帯意見として伝えて参ります。</p> <p>「緑の回廊」は、保護林同士を連結して、連続した自然林を回復することにより、本来生息・生育する野生動植物の広域的なつながりを確保し、分断された個体群の相互交流、生物多様性の保全に資することを目指しています。</p> <p>下北半島の付け根に当たる当該地域（むつ市、下北郡東通村、上北郡横浜町、上北郡野辺地町、上北郡東北町）には保護林が存在しないことから、保護林を連結する緑の回廊の指定は予定していません。</p> <p>なお、国有林の管理経営にあたっては、多面的機能の持続的発揮を確保していくこととしており、当該地域においても多種多様な森林（畔洋林・保護樹帯・複層林等）の配置や、生物多様性保全に配慮した森林施業にも取り組んでいくこととしております。</p>
<p>(1号～3号)</p> <p>青森県三沢市及び上北郡六ヶ所村に所在する、三沢対地射撃場周辺の日米軍航空機の飛行範囲の中には、風力発電設備が建設される蓋然性が高い地域が含まれており、風力発電設備建設に伴う航空機の飛行への影響が想定されることから、防衛省において当該地域における建築物の建設等に高さ制限を設定する方針とし、令和7年度から地役権設定契約が進められていると把握しております。</p> <p>第1号から第3号の各案件について、上記に関する明記はございませんが、今回訪問対象財産が当該地域に所在する場合を含め、東北防衛局との調整済みであるとの前提で、異議なしとさせていただきます。</p> <p>また、今後、同様の案件につきましても、東北防衛局と調整をお願いいたします。</p>	<p>ご指摘のありました点につきましては、令和5年度に防衛省から「風力発電の導入促進と自衛隊・日米軍の円滑な運用との両立を図るため、防衛省ホームページや風力発電事業者団体を通じて、風力発電設備が我が国の安全保障に与える影響について広く御理解頂くとともに、事業者の皆様に対し事業計画のできるだけ早い段階で防衛省に御相談頂くよう御協力をお願いします。」との依頼を受け、当局管内の国有林野内において風力発電事業を検討している全ての事業者に対し、防衛省HP『風力発電関係者の皆様へお願い（送信フォーム）』からの事業計画に関する事前相談をお願いしております。</p> <p>また、当局といたしましては、お互いに手戻りが無いよう防衛省への相談状況（影響の有無等）を確認した上で、「影響なし」と評価を得た事業について協議を進めることとしております。</p> <p>今回、国有林野管理審議会に諮問した3事業につきましては、令和5年度中に防衛省への事前相談を行い、全て「影響なし」との評価を得ており、防衛施設や日米軍活動への影響は無いものと認識しております。</p> <p>なお、「風力発電設備の設置等による電波の伝搬障害を回避し電波を用いた自衛隊等の円滑かつ安全な活動を確保するための措置に関する法律」（防衛・風力発電調整法）が令和7年3月1日付けで施行されておりますが、当局としましては法律施行以前と同様の対応を風力発電事業者に対して求めており、「影響なし」の評価を確認の上、風力発電事業者との協議を行っているところでございますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。</p>

<p>(3号)</p> <p>バットストライク・バードストライクに対して「風力発電機に動物が近寄りにくくする」と記載があるものの不明である。</p> <p>すなわち、その対策として「風力発電機周辺の改変跡地は砂利や木材チップを敷設し」とあるが、砂利や木材チップの敷設がコウモリ類や鳥類を風力発電機に近寄せない対策にはなるとは到底考えられない。近年の風力発電機におけるバットストライク・バードストライクに対する一般社会の関心の高まりを考慮すると本事業における対策は極めて不十分と考える。</p>	<p>改変跡地への砂利や木材チップの敷設につきましては、事業者から「砂利や木材チップの敷設がコウモリ類や鳥類を風力発電機に近寄せない対策となる根拠としては、風車基部周辺に植生（草地）があることで昆虫・小動物が引き寄せられ、それを餌とする鳥類・コウモリが風車近くに滞在することになり、バードストライク・バットストライクが生じる可能性が高くなります。この影響を避けるため、風車基部周辺に砂利や木材チップを敷設すると、昆虫・小動物が少なくなるので、それを餌とする鳥類・コウモリも少なくなり、バードストライク・バットストライクが生じる可能性が小さくなる。また、過去の風力発電事業への知事意見として「バードストライク対策として、緑化せず、砂利敷きまたはチップ敷とすること。」との意見が出されることがあるため、本事業でも対策の1つとして計画している。」とのことで補足説明があったところです。</p> <p>また、現時点で計画しているバードストライク対策としては、ブレードの塗装を彩色として視認性を高める措置を講じること、バットストライク対策としては、稼働前・稼働後の飛翔状況、死骸調査を確認し、事後調査の結果、バットストライクが顕著に生じている場合には、コウモリの飛翔状況に合わせた一時的な稼働制限も検討していることも事業者から併せて回答があったところです。</p> <p>なお、委員からのご指摘の点につきましては、当局としても他事業者と対比するに不十分と考えられることから、国有林野管理審議会からの答申にあたっては「環境影響評価法に基づく環境影響調査の準備書段階では追加的な保全措置対策を検討することとなっていることから、現時点で計画している保全措置対策のほか、最新の知見を用いた効果的なバットストライク・バードストライクの追加対策を検討すること。また、検討結果は東北森林管理局及び三八上北森林管理署へ報告すること。」の内容による付帯意見を付言することといたします。</p>
<p>(1号～3号)</p> <p>事業期間終了後は原状復帰になるが、表土を剥ぎ、土壌のC層あるいは基岩層が露出した改変地に樹木等を植栽しても不成績になることは明らか。また、植栽後の下刈りなどの保育期間や獣害対策について具体的な説明がない。</p>	<p>事業期間終了後の原状回復は、各事業者との貸付契約書に基づく原状回復義務（施設の取去）と併せて、原則として、草本緑化や樹木の植栽その他の緑化植栽等を求めることになり、必要に応じて客土等の地表処理を行うこととしております。</p> <p>植栽樹種は、東北森林管理局で定めている地域管理経営計画書に基づき、立地条件や自然的条件等を勘案し、現地の実態に応じて決定することになりますが、事業終了時期が近づいてきた段階で当該森林管理署と協議のうえ決定することとしております。</p> <p>また、各事業者とは、植栽後の生育状況（保育や獣害対策の確認を含む。）を一定期間、経過観察するための「経過観察協定（基本3年間として、必要に応じて延長）」を締結することで対応することとなります。</p>
<p>(1号～3号)</p> <p>環境省によって絶滅危惧種に指定されている植物が記載されており（クマガイソウ（絶滅危惧II類）、コアツモリソウ（準絶滅危惧）、サルメンエビネ（絶滅危惧I B類）、キンラン（絶滅危惧II類）、サカネラン（絶滅危惧I B類）など）、これらについて専門家の助言を得て移植を行うとあるが、①専門家とはどういう人物を選定するのか、また、②移植に当たって人目に晒されることになるが、移植後の盗掘防止についてどのような対策を取るのか、これらについて具体的な説明がない。</p>	<p>第1号議案に関する回答</p> <p>①植物の専門家については、環境アセスにおいて意見等を聴取した専門家に引き続き助言を得るとのことで事業者から回答がありました。</p> <p>②移植後の盗掘防止は、移植先は一般公表せずに、目印も目立たないものを採用すること、また、事業者のほか工事関係者が出入りすることになりますが、事業者と工事関係者の双方で移植先のポイントを共有のうえ、現場パトロールを計画しているとのことで事業者から回答があったところです。</p> <p>当局としても事業実施までの間に詳細な計画を確認して参ります。</p> <p>第2号議案に関する回答</p> <p>①植物の専門家については、環境アセスにおいて意見等を聴取した専門家に引き続き助言を得るとのことで事業者から回答がありました。</p> <p>②一般人の立ち入りは、工事中は安全確保の観点から制限すること、稼働中においてもゲートや柵等で発電所内の立ち入りを制限すること、また、盗掘の恐れがある希少種は人目につかない場所への移植を行うことで対策を検討しているとのことで事業者から回答があったところです。</p> <p>当局としても事業実施までの間に詳細な計画を確認して参ります。</p> <p>第3号議案に関する回答</p> <p>①植物の専門家については、環境アセスにおいて意見等を聴取した専門家に引き続き助言を得るとのことで事業者から回答がありました。</p> <p>②具体的な移植計画（移植時期・移植方法・移植先の環境）は、専門家からの助言を得ながら今後作成するとのことであり、盗掘防止対策としては移植後のモニタリング用のマーキングは目立たないものを使用し、モニタリング調査後はマーキングを撤去することなどの対策を講じるものの、引き続き盗掘防止対策を検討するとのことで事業者から回答があったところです。</p> <p>当局としても事業実施までの間に詳細な計画を確認して参ります。</p>

<p>(1号~3号)</p> <p>切土法面の緑化について外来種を用いないとのことであるが、在来種の植物による緑化を行うにしても、当地に存在しない植物であれば不適である。緑化植物について具体的な説明がないが何を用いるのか。</p>	<p>第1号議案に関する回答 現地調査を実施のうえ、緑化に活用できる在来種としてメドハギ・メヒシバ・チカラシバ・シバの存在を確認しており、現地で確認された在来種による植生回復や種子待ち受け型の「植栽回復マット」の活用も検討中とのことと事業者から回答があったところです。 緑化の実施は森林管理署の指導に沿って対応する計画であり、当局としても事業実施までの間に詳細な計画を確認して参ります。</p> <p>第2号議案に関する回答 現地調査を実施のうえ、緑化に用いる種はチカラシバ、ヤハズソウ、ヨモギ等の在来種を極力使用する予定となっています。「特定外来生物」に指定されている種及び、専門家から使用を避けるよう助言のあった種（イタチハギ、エニシダ、カモガヤ）は使用しないこととしております。また、種子待ち受け型の「植生回復マット」による植生回復を検討しているとのことと事業者から回答があったところです。 緑化の実施は森林管理署の指導に沿って対応する計画であり、当局としても事業実施までの間に詳細な計画を確認して参ります。</p> <p>第3号議案に関する回答 現地調査を実施のうえ、緑化は在来種（ススキ・チガヤ・メドハギ・アカマツ・ヌルデなど、当地域に多い草木・樹木の利用可能性を検討）を中心した種子吹付や植生シート等とし、法面保護及び修景を図る計画ですが、最終的には現地の土質、法面の早期緑化、樹種・種子の流通状況等を踏まえ、現地に適した手法とする計画としているとのことと事業者から回答があったところです。 緑化の実施は森林管理署の指導に沿って対応する計画であり、当局としても事業実施までの間に詳細な計画を確認して参ります。</p>
---	---